

7月に予定されている参議院議員通常選挙

「期日前投票制度」

投票日前でも

直接投票箱に投票できます

ます。病院長等へ申し出てください。

期日前投票の期間・投票時間・場所

選挙期日の公示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時まで、**場所は役場裏駐車場です。**

郵便等による不在者投票

公職選挙法の一部が改正され、対象者が拡大されました。新たに郵便等投票の対象となったかた

期日前投票のできる人

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の予定があつて投票に行けないと見込まれるかた。(投票の際には不在者投票と同様に宣誓書を記入していただきます)
なお、投票日当日に20歳を迎えるかたが投票日より前に投票する時は、不在者投票になりません。

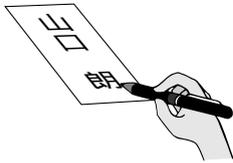
病院等での不在者投票

県選挙管理委員会の指定した病院などに入院しているかたは、従来どおり病院で不在者投票ができ

ます。病院長等へ申し出てください。
公職選挙法の一部が改正され、対象者が拡大されました。新たに郵便等投票の対象となったかた
介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されているかた
郵便等投票代理投票制度の対象者
身体障害者手帳に、上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されているかた
戦傷病者手帳に、上肢又は視覚の傷害の程度が特別項症から第2項症までと記載されているかた
なお、郵便等投票するには「郵便等投票証明書」が必要ですので、早めに手続きをしましょう。
詳しいことは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票

期日前投票所にて投票用紙の記載



選挙人本人が
投票用紙を直接投票箱へ



開票所へ

公職選挙法の一部改正に伴い、新たに「期日前投票制度」が創設され、投票手続きが簡素化し、投票がスムーズにできるようになりました。選挙期日前であっても投票日当日のように投票用紙を直接投票箱に入れることができ、投票用紙を封筒に入れ署名するといった手続きが不要となりました。
本町においては、7月に予定されている第20回参議院議員通常選挙から適用されます。